

公益財団法人東京都農林水産振興財団  
生産緑地買取・活用支援事業実施要領

令和2年7月20日付2農振財農第399号  
(最終改正：令和6年3月25日付5農振財農第1696号)

## 第1 目的

生産緑地買取・活用支援事業については、生産緑地買取・活用支援事業実施要綱（令和2年3月31日付31産労農振第2542号。以下「都実施要綱」という。）、生産緑地買取・活用支援事業に対する補助事業採択基準（令和3年3月31日付2産労農振第3235号。以下「都採択基準」という。）、公益財団法人東京都農林水産振興財団生産緑地買取・活用支援事業実施要綱（令和2年4月1日付2農振財農第52号。以下「実施要綱」という。）及び公益財団法人東京都農林水産振興財団生産緑地買取・活用支援事業費補助金交付要綱（令和2年7月20日付2農振財農第400号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより実施するものとする。

## 第2 事業の内容等

本事業の支援対象とする事業の区分、事業内容等については、別表に定めるとおりとする。

## 第3 事業実施期間

本事業は、令和2年度から令和6年度までの5箇年とする。

## 第4 実施計画

### 1 実施計画の作成

(1) 実施要綱第4の実施計画は、次に掲げる事項をその内容とし、別記様式1により作成するものとする。

- ① 生産緑地の保全に対する基本方針
- ② 他の計画・施策との関連
- ③ 事業概要
- ④ 事業計画
- ⑤ 事業費
- ⑥ その他必要な事項

(2) 実施計画は、区市の農業振興計画等関連施策と整合性を持つよう十分配慮した上で作成するものとする。

### 2 実施計画の提出

区市は、前項で作成した実施計画を交付要綱第3第1項の交付申請書に添付し、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）理事長あてに提出するものとする。

### 3 実施計画の審査

前項による実施計画の提出があった場合には、財団理事長は実施要綱第5の審査会にこれを諮り、審査会においてこれを適当と認めたときは、その結果を踏まえ、補助金交付の可否について都知事に協議する。ただし、実施要綱第3第2項第3号の買取生産緑地等の運営支援については、財団がこれを審査し、補助金交付の可否について都知事に協議する。

### 4 実施計画の変更

実施要綱第4第3項に基づく実施計画の重要な変更は、次のいずれかに該当する場合とし、変更の承認申請は交付要綱別記様式第3号により行うものとする。

- (1) 事業実施地区の変更
- (2) 事業実施場所の変更
- (3) 補助対象経費の総額又は区分内での30%を超える変更
- (4) 整備内容の変更

#### 第5 助成措置

実施要綱第8の規定に基づく助成措置については、交付要綱に定めるところによる。

#### 第6 施設等の管理運営

- 1 事業対象区市は、本事業により購入した生産緑地及び当該生産緑地を主として一体的に農的に利用する市街化区域内農地（以下「生産緑地等」という。）並びに整備した施設等を、実施計画に基づき適切に管理運営し、本事業の効果的な推進が図られるよう、また、その状況を把握するよう努めるものとする。
- 2 事業対象区市は、本事業により購入した生産緑地等及び整備した施設等の財産管理台帳を備えるとともに、適切な管理運営に努めるものとする。
- 3 事業対象区市は、本事業により購入した生産緑地等が都採択基準第3の1の(3)に該当する場合には、同基準第4の規定に従うものとする。

#### 第7 報告

- 1 事業対象区市は、事業完了の翌年から5年間、毎年5月末までに、当該事業の実績及び利用状況について、別記様式2により、財団に報告するものとする。
- 2 前項の報告に当たっては、別記様式2を財団に2部提出し、財団理事長又は都知事の求めに応じ現地確認を受け入れなくてはならない。

#### 第8 電子情報処理組織による報告

事業対象区市は、第7の規定に基づく報告については、財団が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

#### 第9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、財団理事長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和2年7月20日から施行する。

#### 附 則（令和3年3月31日付2農振財農第1612号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和4年8月19日付4農振財農第514号）

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

#### 附 則（令和5年3月31日付4農振財農第1722号）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日付5農振財農第1696号）  
この要領は、令和6年3月25日から施行する。

別表（第2関係）

支援対象 事業区分	事業内容	補助率	補助上限
生産緑地等 買取	<p>都実施要綱第6に基づき、対象区市に所在する生産緑地等を以下の農的に利用することを目的として購入する取組</p> <p>(1) 市民農園 (2) 福祉農園 (3) 体験農園 (4) セミナー農園 (5) 農業研修施設等</p>	3分の2以内	1区市当たり補助対象面積1ヘクタールまで
買取生産緑地等の活用	<p>都実施要綱第6で購入した生産緑地等に以下の都の政策課題の解決に資する施設を整備する取組</p> <p>(1) 高収益型農業を目指す農家の育成施設の整備 東京都農林総合研究センターで開発された東京型統合環境制御生産システム「東京フューチャーアグリシステム」を用いた栽培施設又はこれと同等の栽培施設の整備</p> <p>(2) 農福連携のための福祉農園等の整備 障害者などが社会参画することを目的に農作業を行うための農園の整備</p>	5分の4以内	1区市当たり補助金1億円まで
買取生産緑地等の運営	<p>都実施要綱第6で購入した生産緑地等において実施する農的な利用の運営を軌道に乗せるための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画策定</li> <li>・ 専門家等による運営への助言・提案</li> </ul>	<p>1年目： 3分の2以内</p> <p>2年目： 3分の1以内</p>	1申請当たり補助対象経費上限1,000万円

## 生産緑地買取・活用支援事業実施計画書

策定年度 \_\_\_\_\_

区市名 \_\_\_\_\_

地域等名 \_\_\_\_\_

年 月

※ 地域等名は、1で記載する「地域等の名称」を記入してください。

1 事業を実施する地域等（買取予定の生産緑地及び当該生産緑地を主として一体的に農  
的に利用する市街化区域内農地（以下「生産緑地等」という。）を含む。）の概況

地域等の名称 (町名等)		位置 (地番等)	
-----------------	--	-------------	--

地域等の面積		農地面積 (うち生産緑地面積)	
--------	--	--------------------	--

地域等の概要

2 買取予定の生産緑地等の概況

(1) 利用状況

買取予定の生産緑地等の利用状況

(2) 買取予定の生産緑地等に関連する既定の計画等

都市計画等
緑の基本計画
農業振興計画等
その他 買取予定の生産緑地等を含む地域等に係る行政計画等

3 生産緑地制度に係る区市の方針等

(1) 生産緑地の保全に対する目標、基本方針（区市が策定している農業振興計画等との関連性）

(2) その他関連のある事項

4 買取り予定の生産緑地等に関する事業の内容

(1) 事業概要

① 生産緑地等の買取り

② 農的な利用の内容

③ 生産緑地を主として一体的に農的に利用する市街化区域内農地が含まれる場合、その必要性

（※ 生産緑地のみを買い取る場合は記載不要）

(2) 事業計画

① 全体計画（買取りから農的な利用の開始までの計画）

実施時期 (予定)	実施予定内容	補助金 申請の有無
		有・無
		有・無
		有・無

② 事業区分ごとの計画

ア 生産緑地等買取

(ア) 買取り目標

(イ) 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(ウ) 買取計画

(面積：㎡、価格：千円)

買取時期 (予定)	土地の地番	面積	うち生産緑地 面積 (割合)	買取価格
			( % )	
			( % )	
計			( % )	

(エ) 農的な利用の計画

(※ 「買取生産緑地等の活用」の対象となるものを除く。)

a 利用計画及び目標

(※ 市民農園、体験農園等、どのように農的な利用を行うかを記載する。)

b 整備期間

年度 から 年度 まで

イ 買取生産緑地等の活用

(ア) 活用目標

(イ) 事業実施期間

着工 (予定) : 令和 年 月 日

完了 (予定) : 令和 年 月 日

(ウ) 活用計画

年月	整備内容	設置場所	管理者	備考

(エ) 整備後の利用計画 (月別)

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

ウ 買取生産緑地等の運営

(ア) 運営目標

(イ) 事業実施（予定）期間

1年目：令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

2年目：令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

(ウ) 運営計画

年月	委託等の内容	委託先等	管理者	備考

5 事業費

(費用単位：千円)

事業内容	事業量・ 事業内容	総事業費	補助対象 経 費	補助先			備考
				財団 補助 金	区市 費	その 他	
生産緑地等買 取※	m <sup>2</sup>						
買取生産緑地 等の活用							
買取生産緑地 等の運営							
計							

※ 生産緑地等買取について、生産緑地を主として一体的に農的に利用する市街化区域  
内農地を併せて買い取る場合には、生産緑地分の面積を下段にかっこ書きすること。

## 6 添付書類

- (1) 生産緑地等買取及び買取生産緑地等の活用の対象箇所を記載した地図（A 4 又はA 3で1枚程度）
- (2) 生産緑地と市街化区域内農地との区分けが分かる地図（生産緑地を主として一体的に農的に利用する市街化区域内農地を併せて買い取る場合。A 4 又はA 3で1枚程度）
- (3) 事業対象地の登記事項証明書（土地）及び地図の証明書（公図）
- (4) 事業対象地の写真
- (5) 施設等の管理運営規約
- (6) 買取生産緑地等の運営に係る仕様書等
- (7) 生産緑地法第10条第1項又は第2項の規定に基づく買取り申出書の写し
- (8) 本件対象生産緑地等に係る区市財産価格審議会審議結果通知の写し
- (9) 本件対象生産緑地地区を含む都市計画図（最新のもの）
- (10) その他関係書類

別記様式 2 (第 7 関係)

(番 号)  
年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団  
理事長 殿

区市長

氏名

印

公益財団法人東京都農林水産振興財団  
生産緑地買取・活用支援事業実績報告書

年度から 年度までに実施した生産緑地買取・活用支援事業の実績について、  
公益財団法人東京都農林水産振興財団生産緑地買取・活用支援事業実施要領第 7 の規定に基  
づき、下記のとおり報告します。

記

1 生産緑地の保全に対する成果

2 事業実績

(1) 全体実績（買取から、実施済みの農的な利用に係る事業までを記載）

実施時期	実施内容

(2) 事業区分ごとの実績

① 生産緑地等買取

ア 買取成果

イ 買取実績

(面積：㎡、価格：千円)

買取時期	土地の地番	面積	うち生産緑地	買取価格
			面積 (割合)	
			( %)	
計			( %)	

ウ 農的な利用の成果及び実績

(※ 「買取生産緑地等の活用」の対象となるものを除く。)

(ア) 農的な利用の成果

(イ) 農的な利用の実績 (月別)

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

② 買取生産緑地等の活用

ア 活用成果

イ 活用実績

年月	整備内容	設置場所	管理者	備考

ウ 整備後の利用実績（月別）

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

③ 買取生産緑地等の運営

ア 事業の成果

添付資料 利用実績の根拠となる資料等

\* 電子情報処理組織による提出の場合には押印を省略できます